令 和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和3年7月21日

(第 17 回)

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年7月21日(水曜日)

午後 2時00分 開会 午後 3時35分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長 安 保 友 博 議員 副委員長 待鳥美光議員 員 熊 谷 二 郎 議員 員 富澤啓二 委 委 議員 委 員 金 井 伸 夫 議員 委 員 松永靖恵議員 委 員 冨 澤 勝 広 議員 議 長 齊藤克己議員

◇欠席委員 1名

委 員 菅原 満議員

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

◇本日の会議に付した案件 事務検査について その他 午後 2時00分 開会

〇安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、菅原満委員は、体調不良により欠席届が出ていますので、御報告いたします。 本日の流れを確認します。

本日の議題は、事務検査として、さらなる調査が必要な事項について、その他です。これに 異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、初めに、事務検査として、さらなる調査が必要な事項についてを議題とします。 当委員会では現在、地方自治法第98条に基づき、書類の検査・検閲を行っております。さらなる調査が必要な事項、追加要求資料について、昨日までに各委員から提出していただき、まとめたものをお手元に配付をしております。

まず、提出者から、再調査、追加資料要求が必要な理由、資料要求する場合には、具体的な資料の内容について御説明をいただきたいと思います。

お手元の一覧の上から順番に一つずついきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、まず、1、詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における預り現金管理の問題について、1つ目、市民からの預り金品の取扱規程(現状運用されているもの)、こちら、金井委員、御説明をお願いいたします。

- ○金井伸夫委員 これは、和光市福祉事務所生活保護関連現金等取扱要領という名称なんですけれども、現在運用されている取扱要領は、これまで要求していた資料なんですけれども、公判中を理由として出されていないので、8月6日に結審するのであれば、結審した段階で、一応公判も一区切りされますので、この段階で出てきてしかるべき資料だと思いますので、ここで要求したいと考えています。
- **〇安保友博委員長** 結審は前回、8月6日は判決ですね。 金井委員。
- **〇金井伸夫委員** 判決が出るんでしょう。だから、一応裁判が一区切りだから、こういった資料が出てもおかしくないと思いますので、今回要求したらどうかと。
- ○安保友博委員長 それでは、取扱規程について、各委員から御意見いただきたいと思います。 意見の内容としては、内容を問うものでもいいですし、それは要求したほうがいいという御 意見でもいいですし、または、これは要求しなくてもいいという意見でも、自由に意見をいた だければと思います。

冨澤勝広委員。

- **○富澤勝広委員** 刑事事件訴訟ベースとなった市の顧問弁護士の調査資料というのがありますが、今、これは結審後に提出いただくというお話ですけれども、かなり膨大な資料かと思うのですが、その辺はどうなんですかね。
- **〇安保友博委員長** 取扱規程についてだけです。 熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** 1番に関わって全部説明してもらって、それから、誰さんの発言について順次聞いていくとしたほうが、何か関連する点もあるかと思うので。
- **〇安保友博委員長** 一旦、全部説明してもらう形にしましょうか。

では、先ほど一つずつという話をしましたけれども、まず1番の項目について、全部、順次 説明いただきたいと思います。

それでは、金井委員、続きをお願いします。

- **〇金井伸夫委員** 今、事務局長から、この取扱規程は既に出ているということなので、失念しておりましたので、これは取り消します。
- **〇安保友博委員長** 続いて、2つ目お願いします。 金井委員。
- **○金井伸夫委員** 今回の刑事事件提訴のベースとなった市の顧問弁護士の調査資料、これもこれまで要求している資料なんですけれども、公判中ということを理由にまだ出されていないので、先ほども言いましたが、8月6日に判決が出るということなので、この時点で出てきてしかるべき資料だと思いますので、要求したいと考えています。
- **〇安保友博委員長** それでは、続きまして、事件当時の金銭管理時の職員体制について。 冨澤勝広委員、お願いします。
- **○富澤勝広委員** 今まで事件の全容については、当委員会等で、また資料等で提出をいただいているんですけれども、実際、その当時の職員、要するに職員体制、職員がどのように関わっていたのか、その点が不透明な部分があるので、実際その当時の職員が、どういう方がそれに携わっていたのか。その辺が、全容を分かる上でも、ちょっと重要な部分かな。今後、仮定ですけれども、百条委員会に移ったときに、そういった形で証言がいただけるのかなという感じもするので、そのためにも、当時の職員構成が必要ではないかと思いまして、資料要求をいたしました。
- ○安保友博委員長 続いて、処分について、冨澤勝広委員お願いします。
- ○富澤勝広委員 これについては、再三、委員会のやり取りの中で、職員の処分についての判断は裁判の結果を待たないと処分しないというお話があったんですけれども、今回、結果が出る以前に処分をされたので、処分に至った経緯とか協議内容等について、起案文書もあると思いますので、その辺の資料要求もしたいなと思います。
- **〇安保友博委員長** 続いて、事件当時の長寿あんしん課非常勤職員から事情聴取を行わない理由について。

冨澤勝広委員。

- **○富澤勝広委員** これについては、事件当時、長寿あんしん課に非常勤職員がいらっしゃって、この方がかなり関わった部分があるようにお話を聞いていますので、その方の採用の形態であるとか職務内容、あるいは採用期間等分かるものを御提出いただきたいと思います。
- **〇安保友博委員長** 続きまして、市調査内容が分かる書類(裁判後に提出予定とされたもの)、 待鳥委員、お願いします。
- ○待鳥美光委員 これは、先ほど金井委員から出たものと同じで、中間報告の中でも市調査内 容が分かる種類、これは弁護士の見解から、裁判後に提出予定とされていましたので、結審し たということで要求したいと思います。
- **〇安保友博委員長** 続いて、福祉事務所生活保護関連現金の取扱要領が定められた後も要領ど おりに行われず、事件が続いた要因について、熊谷委員、お願いします。
- **○熊谷二郎委員** これは、資料要求というよりも、関係しているところに聞き取り調査でお願いできたらと思っています。

今回は要求文書ということであれば、これは省いてもいいかと思いますが、次の取扱要領の 所管部署職員への徹底、その後も、取扱要領が定められたにもかかわらず、同じようなことが 行われているということは、一体この取扱要領がどのような形で周知徹底されたのか、それに 関わるような研修会の内容とか、あるいは通知文書とか、庁内でどのように周知されたのかを 知りたいので、関連文書ということを要求します。

〇安保友博委員長 次に、公判中により開示できないとされた文書の提出の要求をということ、 これについてもお願いします。

熊谷委員。

- **〇熊谷二郎委員** これは、金井委員や待鳥委員と同じ理由です。
- ○安保友博委員長 それでは、各委員から説明をいただきました。 それでは、重複しているものもありますので、御意見をいただければと思います。 金井委員。
- **〇金井伸夫委員** 冨澤勝広委員の事項で、長寿あんしん課非常勤職員から事情聴取を行わない 理由と書いてあるのですが、これ、たしかこれまでの調査では、ヒアリングされることを拒否 しているというような返事で、ヒアリングできないというようなことがあったと思うのですが、 理由というのは、それ以外の理由とか何か。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○富澤勝広委員** 損害賠償までして民事の裁判を起こしているわけですから、相手方に拒否されても、市として、しっかりした調査をする義務があるのではないかと思いますので、その辺をもう一度確認したいということです。
- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- ○熊谷二郎委員 3つ目の当時の職員構成については、先ほど冨澤勝広委員が述べられたよう

に、今後、百条委員会でもし聞き取りする場合、その当時の職員構成が分かっていないと、的 確な人を呼ぶことができないので、これは必要かなと思います。

〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。

○富澤勝広委員 先ほどに付け加えますと、市が顧問弁護士を通じて調査をしたところ、相手が拒否したということなんですが、職務としてその方が、こういった内容に携わっているわけですから、民事を起こす前に、拒否しても市は再調査しなければいけなかったのではないかな。それをやってこなかったので、その辺はしっかりやるべきだなと思いまして、今回こういった形で要求したということです。

〇安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 同じく、職員の処分を行った件ですけれども、この対象となったのは、私の 記憶では、システムの不正行為があったので、その当事者だったかと思います。処分された職 員というのは、市長が辞める直前に処分したケースだと思うんだけれども、ちょっと確認なん ですが、教えてくれますか。

〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。

○富澤勝広委員 私に確認されても難しいところですけれども、市が処分して、これシステム じゃなくて、詐欺・窃盗云々に関して、課長相当職を10分の1、6か月処分したと思うんです ね。その他については、関連性がある部分に関して、口頭であったり、そういう処分をされた と思いますので、その辺の全容ですね。

処分に当たっては、起案文書をしっかり起こしていると思いますので、しっかりした理由の 説明が前回なかったので、起案文書に処分理由がちゃんと書いてあるのではないかと思います ので、その提出をお願いするということです。

〇安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 全般的なことですけれども、8月6日の判決後に、公判中により開示できないものが今後出されることには賛成です。それはそれでよろしいんですが、今後、判決が終わった後に、被害者から賠償請求が市のほうに来ることも想定されますが、ある程度徹底的に調べることは大事ですけれども、基本的には、この特別調査委員会も、多分第三者委員会もそうだと思いますが、当該団体として、当該事件等の再発防止をするにはどうすればいいのかを調査することが目的であると。犯人捜しまではいかないけれども、いわゆる体制づくりですよね。もう一回体制づくりをしっかりと行うということは、中間報告の総括にしっかり載っていますので、それに準拠したほうがよろしいのかなという気もいたします。

〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。

○富澤勝広委員 基本は再発防止のための体制づくり、これは基本だと思うんですよね。犯人 捜しをやっているのではなくて、犯人は1人しかいないので、その方は確定しているわけです から。要するに、そういうことが起こらないために、いろいろな方から事情聴取をして、しっ かりした体制をつくっていくというのが、本委員会の狙いではないかなと思いますけれども。

- 〇安保友博委員長 富澤啓二委員。
- ○富澤啓二委員 賛同いたしますが、大きく分けて4つあると思います、大きな意味でですね。 1つ目が、当該不祥事事件等が起こるに当たっての原因として、当該団体の組織や人事管理 に問題がなかったのかどうか。
 - 2つ目として、不祥事事件等が起こった背景にどのようなものがあるのか。
 - 3つ目として、事務の執行が適正に行われていたかどうか。

そして、4つ目に、今後どのようにすれば、このような不祥事事件等が起こらないような体制を築くことができるのか。

これは総括にしっかりと載っていますので、これの延長線上で最終答申をつくれるようにするのが一番理想かなという気がします。

- 〇安保友博委員長 金井委員。
- ○金井伸夫委員 今回の刑事事件の公判で、8月6日に判決が出るというスケジュールなので、その際、判決文が当然出てくるわけで、それから、公判中に被告や原告が、準備書面という何か裁判上の手続で、そういう書面を出しているようなので、準備書面とその判決文について、要求資料として追加して出すことも考えられるなと。出してから気がついたものですから、裁判における書面ですね、こういうものを要求してもいいのではないかなと思った次第です。
- **〇安保友博委員長** 今ちょっと資料の追加の話が出ましたけれども、調査を尽くすことが目的なので、もし漏れているものがあれば、それも追加で御指摘いただければと思います。

冨澤勝広委員。

- **○冨澤勝広委員** ここで追加の資料をもらって、そこでも確認できない事項があったとすれば、 次のステップへというのは、次の段階で協議をするという理解でよろしいですか。
- **〇安保友博委員長** 大枠としては、98条で資料要求をして、それで出てきたもの、出てこなかったものについて検査をして、そこで検査し尽くした後に、さらなる調査が必要な場合には次のステップということで、今の御質問のとおりです。

休憩します。(午後 2時20分 休憩)

再開します。(午後 2時29分 再開)

改めて資料要求についてお諮りしたいと思います。

先ほどの追加された文書について、金井委員からもう一度お願いします。

- **〇金井伸夫委員** 刑事事件の裁判に関わる傍聴、市の職員が職務として行った傍聴した際に、 裁判の内容に関するメモを取っているはずなので、そのメモの記録があれば出してもらうよう に、要求資料として追加したらどうでしょうか。
- **〇安保友博委員長** 作成したメモで、市長へ報告ないし、そういった類いの庁内の文書という ことですね。

それでは、今回、1についての要求資料としては、1つ目が、刑事事件提訴のベースとなった市の顧問弁護士の調査資料。2つ目、事件当時の金銭管理時の職員体制について、当時の職

員構成が分かる文書。3つ目、先般の職員の処分についての協議内容等起案文書。それから、4つ目、刑事裁判の公判の内容について、職務として傍聴に行った職員の市への報告文書、内部文書ですね、そうしたものの類いということで、1についてはこの4つの資料を要求したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。

続きまして、2番、公益(内部)通報について協議を行いたいと思います。

提出者、熊谷委員、お願いいたします。

○熊谷二郎委員 500万円の件だけれども、実際に公益通報して、じゃ警察に届出しなさいと言われて、それで警察に通報に行こうというときに、副市長のほうから、現金が見つかったから行かなくていいというような形になったわけなんですけれども、それも、そうした結果から、結局、公益通報の内容がちゃんと受理されないまま処理された形になっているわけですよね。

果たしてこのやり方が妥当であったのかどうかという点を、再度きちんと確認しておく必要があるのかなと思っていますが。

○安保友博委員長 今説明がありましたが、これに対する意見をお願いします。

1点確認ですが、今回、文書の要求ということで、どういった文書になるのか、もう少し具体的にお願いできますか。

- **○熊谷二郎委員** 文書、資料要求にこだわらないで、もう少しはっきりその理由をつかめたらということでの調査と、再度聞き取りをすべきではないかと、そういう意味です。
- 〇安保友博委員長 松永委員。
- **〇松永靖恵委員** 公益通報の中での話で、文書は恐らくないと思うので、例えばそのときに、 当時職員が取ったメモとか、市長、副市長が取ったメモとかがあれば、そういうのを提出して いただくというのはいかがでしょうか。
- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** 文書としてはその程度になると思いますが、そういったやり取りの記録があれば提出してもらいたいということで、お願いできたらと思います。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- ○富澤勝広委員 この内容については、顧問弁護士の調査の中で明らかになった部分ですよね、職員からの証言で。ということは、顧問弁護士が記録として上げていると思うので、その内容が残っているんではないかと思われますので、顧問弁護士の調査内容を請求すれば、そこには出てくるのかなと思いますけれども。

ただ問題は、お金についてそういう動きがあったということで、職員がお話をして、警察に 行ったわけですけれども、お金があったということで、それが戻された経緯があるわけです。 その対応がどうだったのかというのが疑問に残る点で、お金があって、確認した時点で、元市 職員に対して、市がどういう対応したかというのがすごい問題で、その辺を、市長等の聞き取 りの中ではしっかり確認ができなかった部分であるので、その辺がずるずる事件を大きくした 原因かなと思います。市の対応の甘さもしっかり指摘していかないといけないかなと思います けれども、これは資料要求なので、そういう中で分かってくるのではないかと思います。

〇安保友博委員長 休憩します。(午後 2時35分 休憩)

再開します。(午後 2時44分 再開)

熊谷委員。

- **○熊谷二郎委員** 不受理になった、そういった経過、経緯等についても、顧問弁護士の聞き取り調査資料、今後それが提示されるのであれば、それを精査して、今後、さらに聞き取りが必要であればという形で処理していくことにしたいと思います。
- **○安保友博委員長** そうしますと、2番、公益(内部)通報に関しては、追加の資料要求としてはなしということで、よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。

次に進みます。

3番、パワーハラスメントについて、1つ目、待鳥委員、お願いいたします。

○待鳥美光委員 元市職員が保健福祉部長に在職中だった期間に、窓口に正式に申出があった もの以外に、かなりの数のパワハラ被害があったのではないかと推測されますので、それを裏 づけるという意味で、在職だった期間の保健福祉部職員の異動、希望による異動、それから休 職、心身不調による休暇や欠勤、退職の実態を把握できる書類を要求したいと思います。

全体のそういった休職とか退職の数と、それから、その中に占める保健福祉部の人数を比較できる集計を含めて要求したいと思います。

- **〇安保友博委員長** それでは、続きまして、松永委員、お願いします。
- **〇松永靖恵委員** パワハラを受けた職員の方が、心身不調によって休暇を取ったとして、それが長期の休暇であったり、もしくは入院をしているという場合があれば、診断書の写しを職員課に提出していると思いますので、その診断書の写しを提出してもらいたいと思います。
- **〇安保友博委員長** 続きまして、熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** 元市職員のパワハラに対するハラスメント相談の受付窓口が第三者であるべきと考えるが、市の見解と。これは、文書の要求ということにはならないので、中間報告、それから今後の提言の中で、こういった提言をしていくべきことなので、取り下げます。

それから、事業所の職員へのハラスメントの実態の把握ということで、これは、詳しく言えば待鳥委員と同じ内容ですので、待鳥委員と同等と考えていただければと思います。

〇安保友博委員長 それでは、説明が終わりましたので、御意見をいただきたいと思います。 御意見のある方は挙手願います。

富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 待鳥委員の説明に賛成です。中間報告のパワハラ文言がありますけれども、

これは事実関係の補強になると思いますので、提出していただくのは賛成です。

〇安保友博委員長 休憩します。(午後 2時49分 休憩)

再開します。(午後 2時55分 再開)

それでは、3番のパワーハラスメントについての要求資料としましては、元市職員が保健福祉部長に在職中だった期間の保健福祉部職員の希望による異動、休職、心身不調による休暇や欠勤、退職の実態を把握できる書類を要求したいと思いますが、これについては、職員から提出された診断書についても含むものとしたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がありませんので、そのようにいたします。

続きまして、4番、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について、松永委員、お願い いたします。

〇松永靖恵委員 民事訴訟中で、今書類がもしなければ、判決後に出していただきたいものなのですが、事業者の公募や選定に関する書類。

あと、補正予算に関する説明資料と出させていただいたのですが、既に委員会の中で審議を されていましたので、この件に関しては取消しをさせてください。

〇安保友博委員長 休憩します。(午後 2時57分 休憩)

再開します。(午後 3時02分 再開)

松永委員。

- **〇松永靖恵委員** 先ほど、事業者の公募・選定に関する書類の提出を求めましたが、今の時点では、それはもうできないということなので、この件に関しては取消しをさせていただきたいと思います。
- **〇安保友博委員長** 一応、交付金につきましては、民事訴訟が継続中ということで、その点も 含めて今後見ていくというところでいきたいと思います。

ということで、4番については、追加資料の要求は、今回はなしということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにいたします。

最後に、その他(人事評価、第三者委員会、人事管理、事務フロー)について、金井委員、 お願いします。

- ○金井伸夫委員 人事管理に係る部長職の出勤、出張管理規程、講師謝金の取扱規程(現状運用されているもの)ということで、必ずしも規程というものはないかもしれませんが、部長職が現状、こういった人事管理上、どのようなコントロールがされているのか分かるような資料があれば出してもらいたいということで、要求資料としました。
- **〇安保友博委員長** 続きまして、冨澤勝広委員、お願いします。
- **〇冨澤勝広委員** 私も金井委員と同じような内容ですけれども、出張及び講師派遣等が職務命

令によるものなのか、それの確認をしたいということで、出勤簿の記録、休暇なのか欠勤なのか、あるいは職務命令なのか、その辺が記載されていると思いますので、回数も含めて資料要求したいと思います。

- ○安保友博委員長 続いて、松永委員、お願いします。
- **〇松永靖恵委員** これは、相当な期間にわたって処分をしなかったのに、先般の懲戒処分等の処分を行ったことに関してなので、申し訳ありません、これは1番の富澤委員の起案文書のところに一緒に入れていただきたいと思います。
- **〇安保友博委員長** そうすると、まず、松永委員のものについては、1の先ほどの処分についての協議内容、起案文書等の部分に含まれるということでよろしいですか。 松永委員。
- ○松永靖恵委員 お願いいたします。
- **○安保友博委員長** それでは、人事管理に係る部長職の出勤、出張管理規程、講師謝金の取扱 規程で現状運用されているもの、それから、元市職員の出勤状況、出張・欠勤・講師派遣等の 出勤簿上の処理について、回数が分かるものということで、こちらについての意見のある方は お願いをいたします。

富澤啓二委員。

- **○富澤啓二委員** 勝広委員に確認なんですが、出勤簿というのは、記録としては何年ぐらい保管するとか、そういうのってあるんですか。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- ○冨澤勝広委員 多分、永年じゃないですかね。
- 〇安保友博委員長 富澤啓二委員。
- **○富澤啓二委員** 民間だと、非管理職はタイムカード管理ですけれども、管理職はタイムカード管理をしないのが常ですが、市役所の職員というのは、皆さん、どのように出勤の管理をするんですか。勤怠管理ですね。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○富澤勝広委員** 私の記憶だと、職場に職員ごとに出勤簿がありまして日付に判こを押す。他に、職員課に提出する記録簿がありまして、そこに転記をして職員課に提出する、それで台帳管理をするという感じだと思います。
- **〇安保友博委員長** 富澤啓二委員。
- **〇富澤啓二委員** 分かりました。しっかりしていますね。
- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** 確認ですけれども、元市職員の出勤状況と今回の問題点との関連というんですか、これを求める理由を説明していただけたらと思うんですけれども。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- ○冨澤勝広委員 要は職務命令で行ったのか、講師派遣ですと市に要請が来るわけじゃないで

すか。市に要請が来ないで、個人的に元市職員に要請が来て、本人が職務命令じゃなくて、休 暇も取らずに、そのまま行って講演をしていたのか、そういう実態が分かると思うんですよね。 依頼の文書も、どこかに保存しているのではないかと思われますので、その辺の確認も併せて できれば、その実態が分かるのではないかと思いますけれども。

- 〇安保友博委員長 熊谷委員。
- **○熊谷二郎委員** それが実態が分かることによって、元市職員のいい加減さ、いい加減さって おかしいんですけれども、ちゃんと規程に従っていない行動を行っているというあかしを立証 していくというんですか、そういう目的ですか。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○冨澤勝広委員** なかなかお答えしにくいところですけれども、仮に職務命令じゃなくて、職場を逸脱して講師に行ったとする。謝礼は受け取っていますから、その辺の扱いも、なかなか厳しいことなのかなと思いますけれども。給料をもらっていて、勝手に行っていて、謝金をもらって、それは自分の懐に入っちゃうわけですから、そういったこともあったのではないかと思われますので、そういう確認はしておこうかなと思います。
- 〇安保友博委員長 富澤啓二委員。
- **○富澤啓二委員** 確認ですが、個人として、いわゆる雑所得、20万円以上は確定申告する義務があると思いますが、当該元市職員はそれをやっているかどうかというのは、記録上というのは入手は難しいでしょうか。
- **〇安保友博委員長** 冨澤勝広委員。
- **○富澤勝広委員** やるやらないは本人ですから、要するに20万円以下であれば、税法上は確定 申告の必要がないという規定がありますから、そういう規定の範囲内で動いていたのか、その 辺は申告を見ないと分からないですね。

税法あまり詳しくないです。多分、1回が20万円以下だとオーケーなんじゃないですかね。 [「年間で」という声あり]

年間でしたっけ。ちょっとそれは分からないですけれども。

[「私も気をつけていますから」という声あり]

〇安保友博委員長休憩します。(午後 3時10分 休憩)再開します。(午後 3時28分 再開)

冨澤勝広委員。

○富澤勝広委員 元市職員の出勤状況、出張・欠勤・講師派遣等の出勤簿上の処理について、 出勤簿の提出をお願いしているわけですけれども、これについては、今までの委員会の答弁の 中で、職員課のほうで実態を把握していないという経過がございますけれども、出勤簿の状況 を確認することによって、元市職員がどのような勤務状態であったかというのを確認できるか なと思います。

また、今後の委員会の審議の中でも確認できる部分があるんではないかと思われますので、

資料要求をいたします。

- 〇安保友博委員長 金井委員。
- **〇金井伸夫委員** これまでの調査で、元市職員が保健福祉部長の頃の人事管理が非常に甘かったという調査、我々しておりますので、部長職に限定したんですけれども、部長職を職員に変えて、職員の中に部長職も含まれるという前提で、これは対象職員に変えても構いません。
- 〇安保友博委員長 冨澤勝広委員。
- **○富澤勝広委員** 出勤簿の提出の範囲ですけれども、基本的には事件当時のものを御提出いた だければありがたいかなと思います。

発覚したのが、30年12月3日の通報によって発覚したわけですから、その前後、前1年間ぐらいですかね。

- **〇安保友博委員長** 1年ぐらい。多分、講演に関しては、もっと長くやっていましたよね。 富澤勝広委員。
- ○冨澤勝広委員 和光市に戻ってきて、部長になられたときからのほうがいいんでしょうかね。
- ○安保友博委員長 部長になってから平成30年までのということですね。

休憩します。(午後 3時31分 休憩) 再開します。(午後 3時32分 再開)

それでは、確認いたします。

6番、その他(人事評価、第三者委員会、人事管理、事務フロー)についての要求資料については、1つ目、人事管理に係る職員の出勤、出張管理規程、講師謝金の取扱規程で現状運用されているものについて、それから、2つ目として、元市職員の出勤状況、出張・欠勤・講師派遣等の出勤簿上の処理について、この出勤簿の範囲については、部長に就任したときから事件の発覚したときまでを範囲として、出勤簿を要求するということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにいたしたいと思います。

それでは、以上で、要求資料についてはまとめさせていただきます。文言については正副委員長に一任いただきまして、でき次第、議長を通じて執行部に提出するということで行いたいと思います。

それでは、次に、その他として、次回の日程の確認ですが、次回の日程については、今の要求資料の資料自体がいつ届くかというところもありますので、その到着を確認次第、次回の委員会を開催したいと思いますので、日程については正副委員長に一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

本日の案件は以上となります。

そのほか、何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。 以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 3時35分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博